

松本市「新型コロナウイルス対策持続化支援補助金」

に関するお知らせ（令和3年6月30日版）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地道な販路開拓等に取り組む小規模事業者等を支援するため、

国の小規模事業者持続化補助金の交付対象者に市が上乗せ補助を実施します。

対象者

①国の小規模事業者持続化補助金（一般型）の 交付決定を受け、事業を実施する者

第1回公募分、第2回公募分のうち、採択時に「新型コロナウイルス感染症加
点」を受けている方

②国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の 交付決定を受け、事業を実施する者

第1回公募分、第2回公募分、第3回公募分、第4回公募分、第5回公募分

対象経費

①持続的な経営に向けた販路開拓等に取り組む費用

②新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越える ための前向きな投資を伴う費用

補助率

①国 2/3、市 残り自己負担の1/2 ※事業再開枠を除く

②国と県の合計 9/10、市 残り自己負担の1/2 ※事業再開枠を除く

※県は松本商工会議所または松本市波田商工会を經由して採択された方が対象

補助上限額

①【合計 62.5万円】 国 50万円、市 12.5万円

※産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を
受けた方は、補助上限額が国100万円、市25万円となります。

②【合計 142.5万円】 国 100万円、県 35万円、市 7.5万円

申請書類

- ・市内に事業所があることを確認できる書類の写し
- ・市税納税証明書（「滞納がない証明書」）
- ・国の持続化補助金交付申請書の写し
- ・国の持続化補助金実績報告書の写し
- ・国の持続化補助金確定通知書の写し
- ・新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望したことが確認できる
書類（「セーフティネット保証4号の認定書」または「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書」の写し（一般型の方のみ）
- ・県のコロナ特別対応型持続化支援事業補助金の補助金確定額が確認
できる書類の写し（コロナ特別対応型の方のみ）

申請方法

松本市商工課（〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市役所本庁舎
5階）まで提出ください。

※申請は国・県の補助金確定通知の受領後となります。

問い合わせ先

松本市産業振興部商工課 0263-34-3110

松本商工会議所中小企業振興部 0263-32-5350

松本市波田商工会 0263-92-2246